

各位

株式会社みずほ銀行

定額個人年金保険『ゆめの羅針盤』の取扱開始について

株式会社みずほ銀行(頭取:杉山 清次)は、2009年3月2日(月)より、全国の本支店で、定額個人年金保険新商品『ゆめの羅針盤』(正式名称:5年ごと利差配当付利率変動型一時払個人年金保険、引受保険会社:明治安田生命保険相互会社)の取り扱いを開始いたします。

『ゆめの羅針盤』は、お客様のライフプランに応じて据置(運用)期間が5年・10年から選択でき、加入時点で、年金原資、解約返戻金額、死亡給付金額が確定する仕組みの円建定額個人年金保険商品です。

当行では、万一に備える死亡保障機能をベースとし、資産運用や受取方法等でお客様の豊かなセカンドライフの実現にお役立ていただける金融商品として、個人年金保険や一時払終身保険、医療保険等の保険商品の取り扱いを行っております。今回取り扱いを開始する定額個人年金保険『ゆめの羅針盤』は、「より早く年金の受け取りを開始したい」、「据置(運用)期間満了時の年金原資を加入時に確定させたい」といったお客様のニーズにお応えすることができる商品です。

『ゆめの羅針盤』の主な特徴は以下のとおりです。

(商品のしくみ、費用については別紙をご参照願います)

主な特徴

分かり易い仕組みの商品性

ご加入時に年金原資、解約返戻金額、死亡給付金額が確定する、分かり易い仕組みの保険商品です。

ご加入後一定期間内に解約された場合の解約返戻金額は、一時払保険料相当額を下回ります。また、据置(運用)期間中の解約返戻金額の上限は、一時払保険料相当額となります。

一時払保険料から保険契約の締結等に必要な費用を差し引き、その後ご契約の継続期間中も死亡保障、ご契約の維持等に必要な費用を差し引きます。その金額は契約条件により異なり、お示しておりません。

ライフプランに応じた据置(運用)期間が選択可能

お客様のライフプランに応じて、据置(運用)期間を5年・10年の2種類から選択できます。

ご契約後、選択した据置(運用)期間の変更はできません。

万一の際への備え

年金支払開始日前に被保険者がお亡くなりになった際に、死亡給付金が支払われます。

据置(運用)期間中の死亡給付金額は、一時払保険料相当額となります。

【定額個人年金保険のご留意事項】

保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客様と保険会社になります。

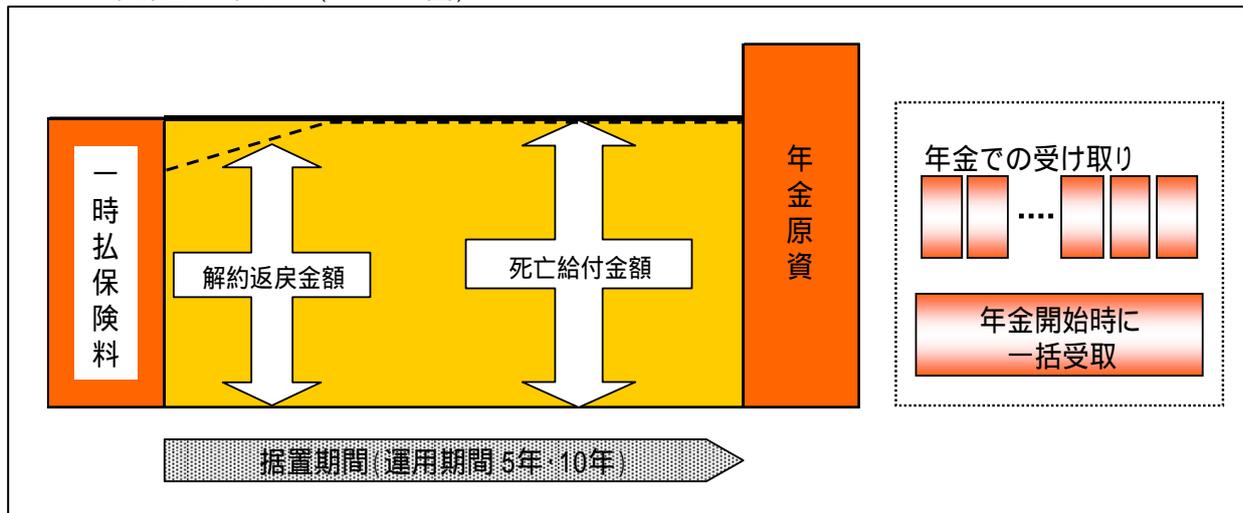
本商品を中途解約した場合には、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。

生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額(最低保証を含む)、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。

本商品の詳細については、全国の当行本支店の窓口でご確認ください。当行は、今後も保険商品のラインアップを充実させ、お客様の幅広いニーズにお応えしてまいります。

以上

『ゆめの羅針盤』の仕組み(イメージ図)



上記はイメージ図です。

据置(運用)期間は5年・10年から選択可能です。また、加入時点で、年金原資、解約返戻金額、死亡給付金額が確定します。

一時払保険料から保険契約の締結等に必要な費用を差し引き、その後ご契約の継続期間中も死亡保障、ご契約の維持等に必要な費用を差し引きます。その金額は契約条件により異なり、お示しておりません。

ご加入後一定期間内に解約された場合の解約返戻金額は、一時払保険料相当額を下回ります。また、据置(運用)期間中の解約返戻金額の上限は、一時払保険料相当額となります。据置(運用)期間中の死亡給付金額は、一時払保険料相当額となります。

ご契約のお取り扱い

契約年齢(被保険者保険年齢)	0歳～87歳(年金の受取方法により契約年齢が異なります)
一時払保険料	最低100万円～最高5億円(10万円単位) (確定年金5・10年の場合。確定年金15年の場合は150万円以上。)
据置(運用)期間	5年・10年
年金の種類	確定年金(5・10・15年)
費用	一時払保険料から保険契約の締結等に必要な費用を差し引き、その後ご契約の継続期間中も死亡保障、ご契約の維持等に必要な費用を差し引きます。その金額は契約条件により異なり、お示しておりません。
被保険者の告知	職業告知

【定額個人年金保険のご留意事項】

保険商品は、当行を募集代理店とする引受保険会社の商品であり、契約の主体はお客さまと保険会社になります。

本商品を中途解約した場合には、解約返戻金額が一時払保険料相当額を下回ることがあります。生命保険会社の業務または財産の状況の変化により、給付金額(最低保証を含む)、積立金額、解約返戻金額および将来の年金額等が削減されることがあります。

この資料は商品の概要を説明したものです。ご検討にあたっては、専用のパンフレットおよび「契約締結前交付書面(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり 定款・約款」を必ずご覧ください。

以上